

# 第 92 回東京箱根間往復大学駅伝競走

## 給水要領

1. 給水は、主催者が用意する水・スポーツドリンクを使用すること。
2. 給水場所は、1 区と 6 区を除く、各区分 10km、15km 地点付近（9 区は 14.4km 地点）の 2 箇所のみとする。ただし、5 区に関しては、3 箇所（9.5km 地点、18km 地点、22km 地点）とする。
3. 給水は、前項 2 の地点での給水員による定点給水のみ許可する。運営管理車に乗務している監督・コーチが下車して行う任意の給水は一切禁止する。
4. 給水員は 1 地点につき 1 名とし、各チームの部員あるいは各チームが許可した大学関係者であること。また、主催者が給水場所にて配付するビブスを必ず着用すること（給水終了後回収）。
5. 各チームは給水員名簿を 12 月 29 日（火）の区分エントリーの際に提出すること。
6. 給水員の集合時刻、場所は下表の通りとする。  
ただし、日本体育大学の給水員は下表より 10 分前に集合すること。

| 区分    | 給水場所（10km 付近）      | 集合時間      | 給水場所（15km 付近）         | 集合時間      |
|-------|--------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1 区   | —                  | —         | —                     | —         |
| 2 区   | 浜松町交差点             | 8 : 2 0   | 市児童公園入口交差点            | 8 : 5 0   |
| 3 区   | 辻堂石材店前             | 9 : 4 5   | サザンビーチ交差点             | 9 : 5 5   |
| 4 区   | 町屋バス停前             | 1 0 : 4 5 | 連歌橋交差点                | 1 1 : 0 0 |
| 5 区   | 大平台駅前（9.5km 地点）    | 1 1 : 3 0 | 芦之湯フラワーセンター前（18km 地点） | 1 2 : 0 0 |
|       | 箱根神社第一鳥居前（22km 地点） | 1 2 : 1 5 | —                     | —         |
| 6 区   | —                  | —         | —                     | —         |
| 7 区   | 前川バス停前             | 8 : 3 0   | 榎ノ木交差点                | 8 : 4 5   |
| 8 区   | 常盤町交差点             | 9 : 2 0   | 南仲通交差点                | 9 : 5 0   |
| 9 区   | 東伸橋交差点             | 1 0 : 4 5 | 横浜駅東口 WC 前（14.4km 地点） | 1 1 : 0 0 |
| 1 0 区 | 南大井歩道橋             | 1 1 : 5 0 | 泉岳寺交差点                | 1 2 : 0 5 |

※各地点に集合し、必ず団体で行動すること。また、給水地点より離れている場合についても、必ず団体で徒歩にて移動すること。

7. 給水用の水及びスポーツドリンクは日本体育大学の給水員が管理する。各チームの給水員は日本体育大学の給水員から水及びスポーツドリンクを受け取り、給水を行うこと。
8. 給水の実施にあたっては、次の点に十分留意すること。
  - (1) 給水地点が、交差点と重複する場合は、交差点内に入らないように地点を前後させて行うこと。  
※9 区の給水地点については、バスの進入口を避け、給水を行うこと（現場警察官の指示に従うこと）。
  - (2) 走者が複数名の集団で給水ポイントを通過する場合は、給水ポイントを中心とする付近に適切な間隔を置いて分散し、競合しないよう配慮すること。
  - (3) 手渡しのための走者との併走距離は 50m 以内とする。手渡しが完了したら直ちに立ち止まり、走者と併走してはならない。
  - (4) 給水方法は手渡しとし、迅速かつ慎重に行うこと。給水員は水並びにスポーツドリンクの両方を持った状態で競技者と並走し、競技者が選択した飲料を手渡し。いずれかではなく、両方を競技者に手渡してもよい。
  - (5) 給水後、走者が放棄した容器は、各大学が責任をもって回収する。
9. 各事項に違反したチームは、審判長から嚴重注意を受け、状況によっては失格を宣告される場合がある。